

コウノトリ但馬空港のあり方懇話会開催要綱

(目的)

第1条 但馬空港が、今後の地域振興のために果たすべき役割等を検討するため、「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」（以下、「懇話会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条

- (1) 航空ネットワークの充実や空港機能の強化等但馬空港のあり方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、但馬空港の活性化の推進に関し必要な事項

(運営)

第3条 懇話会の構成員は別表のとおりとする。

- 2 懇話会の開催に係る構成員の招集は、兵庫県土木部空港政策課長（以下、「空港政策課長」という。）が行う。
- 3 学識者を除く構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ空港政策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 空港政策課長は、必要があると認めるときは、構成員以外のものに懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 懇話会は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、構成員の協議により会議を公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

(議事録等)

第6条 懇話会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した構成員及び代理人の氏名

- (3) 議事の内容と要旨
- (4) その他会議において必要と認める事項
- 2 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。
- 3 原則として議事録とともに、懇話会資料を公開する。
- 4 ただし、前項、前々項の規定に関わらず、構成員の協議により特に必要と認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 構成員等は、個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝金・旅費)

第8条 構成員（行政職員である構成員を除く。）、構成員の代理人（行政職員である構成員を除く。）及び構成員以外のもの（第3条第4項に基づく）が懇話会に出席等したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年10月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年 1月 1日改正）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年 1月 1日から施行する。